

# 令和元年度地域産業活性化計画推進補助金 実施要領

## 1 趣旨

本事業は、商工会・商工会議所が策定した「地域産業活性化計画」で定める目標を達成するために、意欲ある事業者グループが推進する域外需要の獲得につながる取組を支援することとし、予算の定めるところにより、地域産業活性化計画推進補助金を交付するものとする。その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）並びに地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金交付要綱（20190320財中第3号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令の定めによるほか、地域産業活性化計画推進補助金実施要綱及びこの実施要領の定めるところによる。

## 2 補助対象事業

地域産業活性化計画推進事業の認定を受けた事業

## 3 補助対象者

地域産業活性化計画推進事業の認定を受けた事業者グループ

## 4 補助率及び補助限度額

- ・補助率：補助対象経費の3分の2以内
- ・補助限度額：1グループあたり50万円×事業者数  
※グループ内での配分可

## 5 補助対象経費

### 対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費等

- ・ただし、交付決定後に事業に着手し、令和2年2月28日（金曜日）までに経費の支払いまで完了するものに限る。  
※公租公課（消費税及び地方消費税を含む）は補助対象外経費とする。  
詳しくは、末尾「9 お問い合わせ先」に確認すること。

## 6 交付申請手続き

- ・提出先  
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1  
長崎県 産業労働部 産業政策課 団体振興班
- ・提出期間  
令和元年8月13日（火）～令和元年8月23日（木）

※事業認定申請募集期間は令和元年6月26日（水）～令和元年7月31日（水）

#### ・提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（様式第2号）
- ④ 補助金交付申請日前3ヶ月以内に振興局で発行された事業者による県税未納がないことを証する証明書
- ⑤ 補助金交付申請日前3ヶ月以内に税務署で発行された事業者による法人税、消費税及び地方消費税に係る未納がないことを証する証明書
- ⑥ 過去3年分の貸借対照表、損益計算書
- ⑦ 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
- ⑧ その他知事が必要と認める書類

## 7 補助事業の流れ

(1) 事業認定申請書の提出	令和元年7月31日（水） 17時まで
(2) 事業認定審査	申請期限から1～2週間程度
(3) 補助金交付申請書の提出	令和元年8月23日（金） 17時まで ※但し、予算の上限に達した時点で募集を止める。 また、予算の上限に達しなかった場合は、2次以降の募集をする場合がある。
(4) 交付申請審査	交付申請から1～2週間程度
(5) 交付決定	審査終了後速やかに通知
(6) 実績報告	事業の完了（第8条第4項の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日

## 8 その他

次に該当するものは採択できません。

- ・事業の実施主体が実質的に補助事業者でないと認められるもの
- ・補助対象事業について、国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けている場合

## 9 お問い合わせ先

長崎県 産業労働部 産業政策課 団体振興班 担当：石原、溝口

電話：095-895-2650

FAX：095-895-2579

E-mail：[S051806@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:S051806@pref.nagasaki.lg.jp)